

第 1 0 期檜原村分別収集計画

令和 4 年 6 月
檜 原 村

第10期檜原村分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ご との量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算出方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	5

第 10 期 檜 原 村 分 別 収 集 計 画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、本村、あきる野市、日の出町及び奥多摩町で構成する西秋川衛生組合（一部事務組合）において確保している最終処分場についても新炉（熔融炉）の稼動に伴い、処分場の再生事業を実施することで延命化が図られている。今後も処分場用地の拡大・確保が必要となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 西秋川衛生組合を構成する本村、あきる野市、日の出町及び奥多摩町が協力し、ごみの排出抑制に取り組むことにより、リサイクルを推進する。
- (2) 住民・事業者・行政が一体となった取り組みによって環境負荷の低減を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	65 t	65 t	65 t	65 t	65 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図り、ごみ減量の推進やリサイクルを推進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- （1）広報等による容器包装廃棄物の適切な分別排出の啓発
- （2）集団回収活動の推進・支援
- （3）簡易包装の推進
- （4）リターナブル容器、再生資源を原料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス 茶色のガラス その他のガラス	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ （白色トレイ）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	4 t		4 t		4 t		4 t		4 t	
主としてアルミ製の容器	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
無色のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡)量 8 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 8 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 8 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 8 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 8 t	(独自処理)量 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	(引渡)量 6 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 6 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 6 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 6 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 6 t	(独自処理)量 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	28 t		28 t		28 t		28 t		28 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t		(合計) 5 t	
	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 5 t	(独自処理)量 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t	(引渡)量 1 t	(独自処理)量 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、過去の分別基準適合物等の収集実績量に基づき算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集・運搬業務は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、ガラスびん、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル及び白色トレイについては、西秋川衛生組合の現有施設において、選別、圧縮、保管等を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度を導入する。
- (2) 自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や収集機材の貸与などの支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。